

学校開放利用団体代表者 各位

佐倉市教育委員会

注意事項を守り、学校及び近隣住民に 配慮したご利用をお願いします。

学校施設を利用する際の注意事項については、学校開放に関する手引きや許可申請書に記載しておりますので、遵守をお願いします。

また、学校近隣にお住まいの方などから、施設利用の仕方について、ご意見が教育委員会へ寄せられておりますので、下記の注意事項についてあらためてご確認いただくとともに、利用者全員に周知くださるようお願いいたします。特に、交流会や大会など、他団体を招待する時などは、当該他団体へも周知してください。

年度内初めての利用となる場合は、以下の書類を利用を希望する学校へ提出してください。

- ① 宣誓書
- ② 団体登録書

★利用時間について

令和4年度から、体育館の開放終了時間が**午後9時まで**となりました。
校庭・体育館どちらについても、開放時間内での利用を厳守してください。

施設	開放する月	開放する日	開放する時間
校庭	3月から10月まで	土・日曜日、 休日	午前9時から午後5時まで
	11月から翌年2月まで	長期休業日	午前9時から午後4時まで
体育館	4月から翌年3月まで	土・日曜日、 休日 長期休業日	午前9時から午後9時まで
		平日	午後5時から午後9時まで

★喫煙について

- 学校敷地内はすべて禁煙です。
- 学校敷地周囲（校門付近など）での喫煙は、極力ご遠慮ください。

★駐車場利用について

- 路上駐車は厳に慎んでください。

※裏面もあります

- 駐車場所は限られていますので、駐車台数を減らすよう心掛けてください。
 - 駐車場は静かに利用し、施設利用後は、速やかにお帰りください。
 - アイドリングストップをお願いします。
- ※千葉県環境保全条例第56条の6で義務付けられています。

★音の配慮について

- 子どもへの指導時における声の大きさ、ホイッスルなどは、近隣に配慮して行なってください。
- 駐車場や路上において、長時間にわたるお話はご遠慮ください。
- 特に、住宅地に近接している学校においては、土・日・祝日の午前中・夜間など、利用の際は、配慮をお願いします。

★その他

- 利用に際して、必ず監督者としての成人が参加してください。
- グラウンドへの自動車・バイク・自転車の乗り入れは禁止です。
- 敷地内へ、犬・猫等のペットを連れてこないでください。
- 許可された場所以外の立ち入りは禁止です。
- 施設利用後は必ず清掃し、ごみは必ず持ち帰ってください。
- 施設や設備の破損には十分にご注意いただきますとともに、施設や設備を破損してしまった場合、その程度を問わず速やかに学校に報告するとともに、責任をもって弁償、修理してください。
- トイレ・水栓などを利用する際は、照明の消し忘れ、蛇口の閉め忘れがないようにしてください。
- 交流会や大会などで、多くの方が来校される場合などは、必ず事前に学校に連絡し、実施方法等について学校と協議していただきますようお願いいたします。
- 交流会や大会などで、多くの方が来校される場合などは、トイレットペーパーの持ち寄りにご協力ください。
- 新規団体が利用を希望している場合、お互いに利用時間を調整し、より多くの団体が施設を使えるようご協力をお願いします。
- 団体の活動内容や利用状況について、疑義が生じた場合には、実地調査や聞き取り調査をさせていただくこともあります。

※学校施設の開放は、学校や地域のみなさまのご理解のもと実施しておりますので、利用される方全員の適正なご利用をお願いします。

問い合わせ先 佐倉市教育委員会 教育部 社会教育課

TEL 043-484-6189